

軽度者への生活援助の在り方

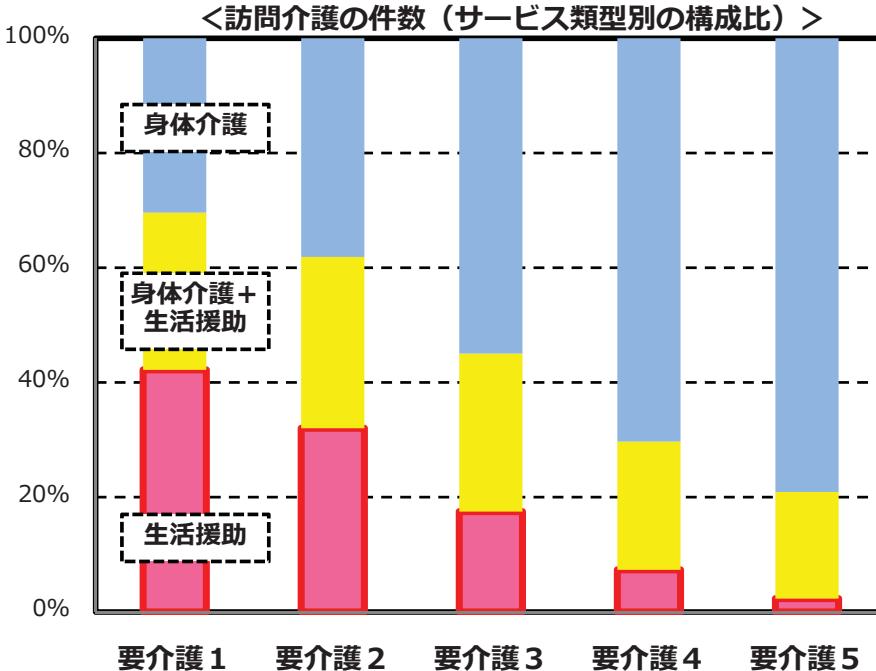
27(i) D

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

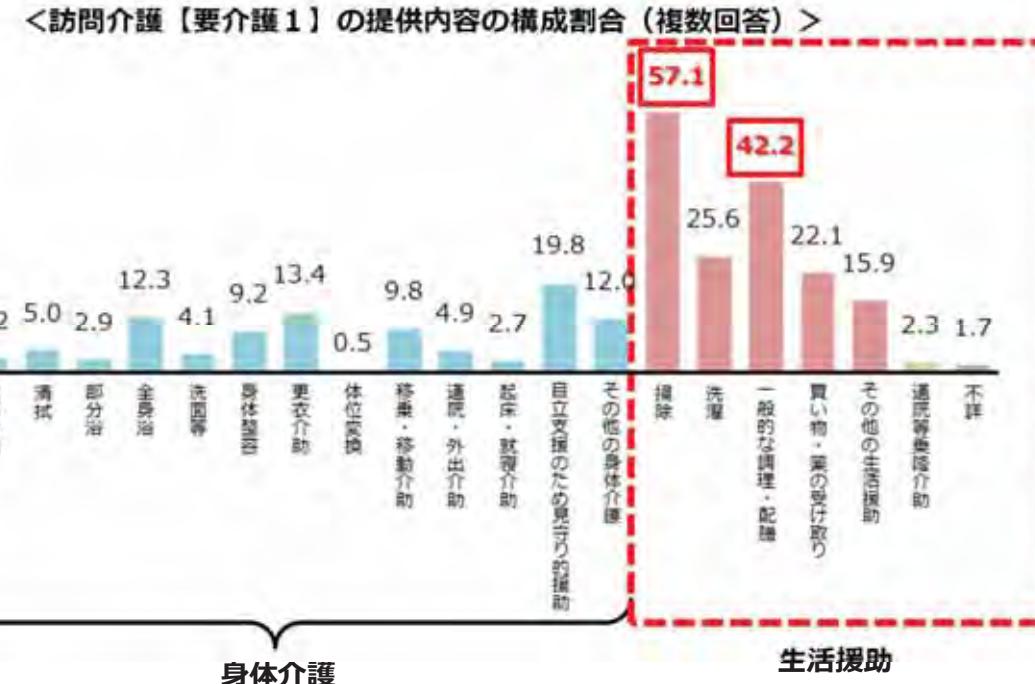
「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

【論点】

- 要介護者に対する訪問介護は「身体介護」と「生活援助」に分けられるが、要介護5では、生活援助のみの利用件数は全件数の5%未満であるのに対し、軽度の要介護者（要介護1・2）では、生活援助のみの利用件数が全件数の概ね4割となっている。
- 生活援助の内容は、掃除の占める割合が最も多く、次に一般的な調理・配膳が多い。
- これらの在宅サービスには多くの民間企業が自由参入しているが、介護報酬に定められた公表価格を下回る価格を設定している事業者はほとんどなく、価格競争は行われていない。



【出典】 厚生労働省「平成26年度介護給付費実態調査」



【出典】 厚生労働省「平成24年度介護サービス施設・事業所調査」

【改革の具体的な方向性】（案）

- 軽度者に対する生活援助は、日常生活で通常負担する費用であり、介護保険給付を中重度者に重点化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）の仕組みに切り替えるべき。

【検討・実施時期】（案）

- 速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、平成29年通常国会に所要の法案を提出する。

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

【論点】

- 福祉用具貸与は、利用者の希望・状況等を踏まえて、貸与の要否・機種選定をケアプラン策定の中で決定しており、貸与価格は貸与業者が提示する利用料を保険給付の基準（原則9割を保険給付・1割自己負担）としている。
- 福祉用具貸与の実態を調査したところ（次ページ）、一人当たり貸与額に大きな地域差があり（図1）、その要因として、①貸与価格について、同一商品の中で平均貸与価格の10倍超の高価格で取引されている例があるなど、大きなばらつきがあること（図2）、②機種のスペックと要介護度の対応関係についても大きな地域差があり（図3）、また、軽度者にむしろ高機能の商品が貸与されているような用具があること（図4）、などが明らかになった。
- 利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に応じた機種が適正に貸与されるよう、また、貸与事業者のサービス競争の促進と適正な価格設定が担保されるよう、現在の福祉用具貸与の仕組みについて、抜本的な見直しが必要ではないか。
- また、軽度者に対する福祉用具貸与は日常生活で通常負担する費用の延長と考えられること、住宅改修（要介護2以下の軽度者の利用が8割弱）は個人の資産形成でもあることを踏まえると、介護保険給付を中心化する観点、貸与事業者間の適正な価格・サービス競争を促す観点から、軽度者を中心に、利用者負担の在り方についても見直しが必要ではないか。

【改革の具体的な方向性】（案）

- ① 貸与価格の見直し：福祉用具貸与について、対象品目の希望小売価格等から減価償却期間等を考慮して算定した標準的な利用料を基準貸与価格として設定する（住宅改修についても、工事実勢価格等をベースに同様の仕組みとする）。真に有効・必要な附帯サービスについては、厳格な要件の下に、貸与価格とは分けて標準的な保守管理サービス等を別途評価する枠組みを検討し、事業者間の適正な競争を促進する。また、行政や利用者にとって取引価格や製品性能等が比較可能となるよう情報開示（見える化）を進める。
- ② 貸与機種のスペックの在り方の見直し：利用者の状況・ADLの維持向上の必要度等に見合った貸与品の選定を推進するため、要介護区分ごとに標準的な貸与対象品目を決定し、その範囲内で貸与品を選定する仕組みを導入する。
- ③ 負担のあり方の見直し：介護保険給付を中心化する観点、民間サービス事業者の価格・サービス競争を促す観点から、原則自己負担（一部補助）とし、軽度者の福祉用具貸与に係る保険給付の割合を大幅に引き下げる。

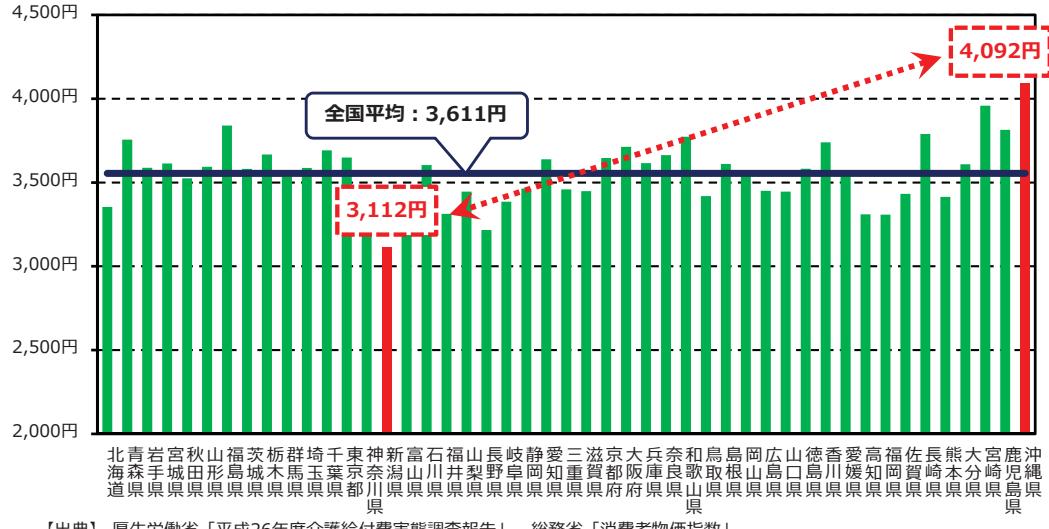
【検討・実施時期】（案）

- ①及び②については、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に制度改革の具体的な内容について結論を得て、速やかに実施する。
- ③については、速やかに関係審議会等において制度の実現・具体化に向けた検討を開始し、平成28年末までのできる限り早い時期に結論を得て、その結果を踏まえ、遅くとも平成29年通常国会に所要の法案を提出する。

〔参考〕福祉用具貸与における地域差等のばらつき（平成27年財務省調査結果）

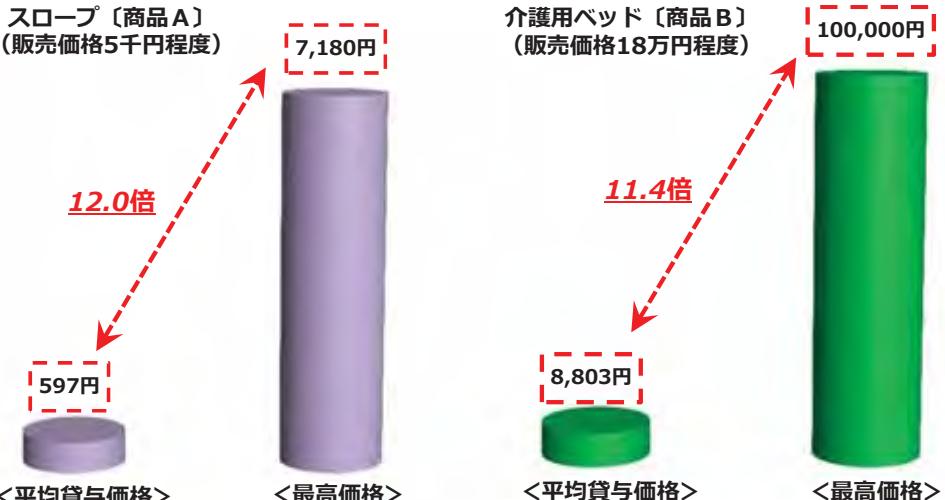
＜図1＞都道府県別の人一人当たり平均実質貸与額

都道府県別の人一人当たり平均実質貸与額（平均貸与額を消費者物価指数で実質化）の最高（沖縄県）と最低（新潟県）には3割以上の地域差が存在する。



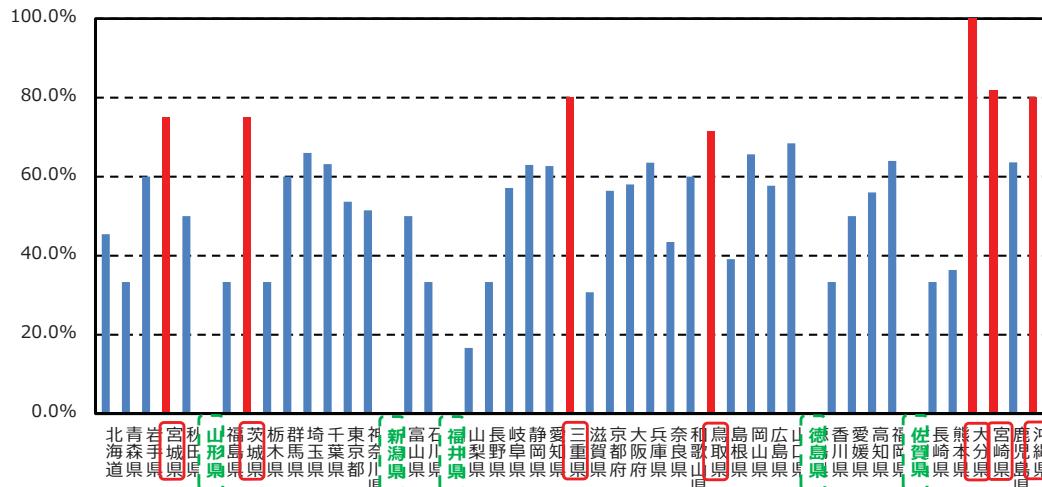
＜図2＞個別貸与品の取引価格の分布

代表的な品目について、個別品目ごとの貸与価格を詳細に調査すると、平均貸与価格の10倍超の価格の取引が散見され、中には1ヶ月の貸与価格が販売価格を上回る事例も存在する。



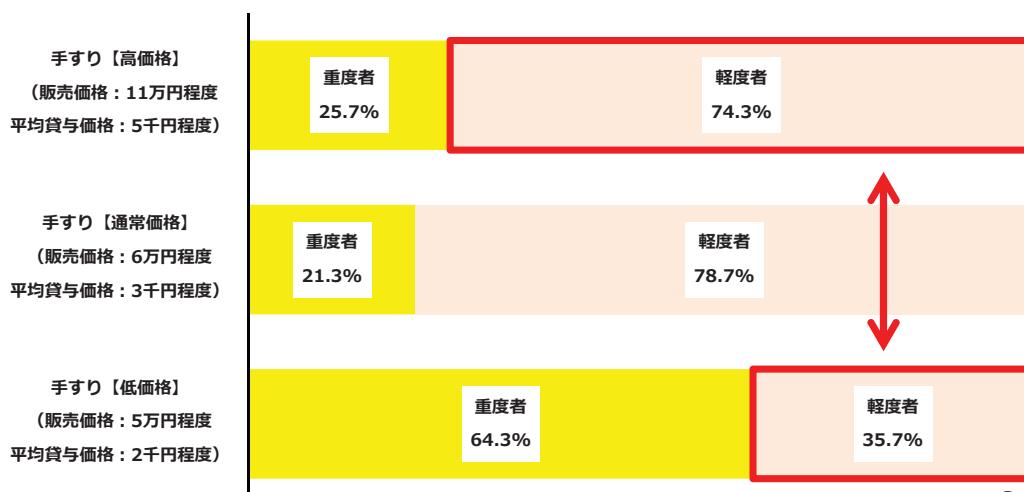
＜図3＞高性能・機能を持つ福祉用具の貸与に占める軽度者の割合

高性能・機能を持つ車いす貸与に関する軽度者の利用割合に大きな地域差が存在。軽度者の利用が全くない地域もあれば、全利用者に占める軽度者の割合が8割超となっている地域もある。



＜図4＞価格帯ごとの貸与取引に占める重度者・軽度者の割合

一部の品目では、軽度者（要介護2以下）の方が重度者よりも高価格品を利用している事例が存在する。



軽度者へのその他給付の在り方

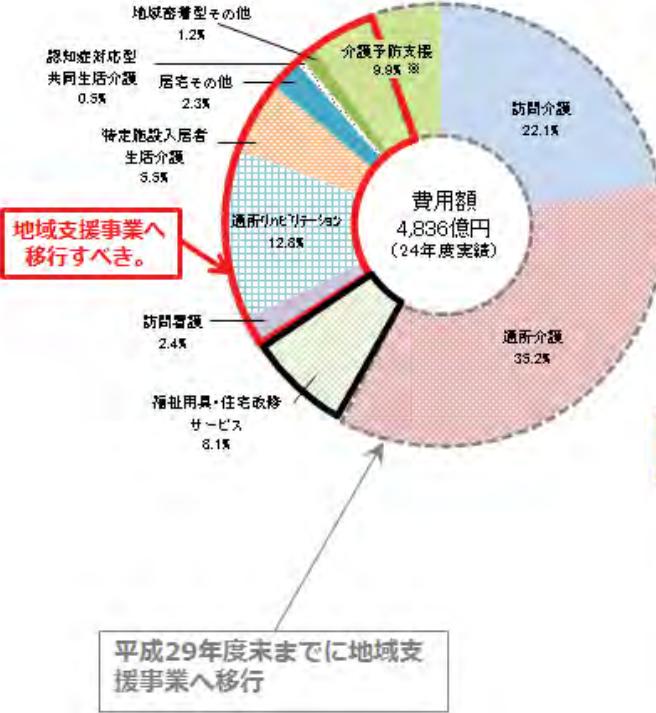
【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「次期介護保険制度改革に向けて、高齢者の有する能力に応じ自立した生活を目指すという制度の趣旨や制度改正の施行状況を踏まえつつ、軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う。」

【論点】

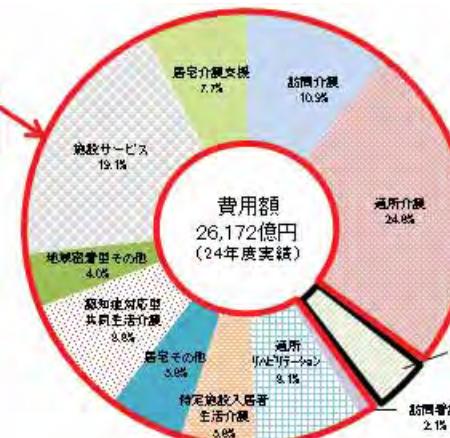
- 軽度者（要介護2以下）に対する通所介護については、外出支援・食事や入浴の介護といった生活支援や種々の機能訓練を目的とした活動が大半を占める内容となっている。

＜要支援1・2に対する給付＞



※ 訪問介護、通所介護に係る介護予防支援は地域支援事業へ移行（訪問介護、通所介護以外に係る介護予防支援は、引き続き給付として実施）

＜要介護1・2に対する給付＞

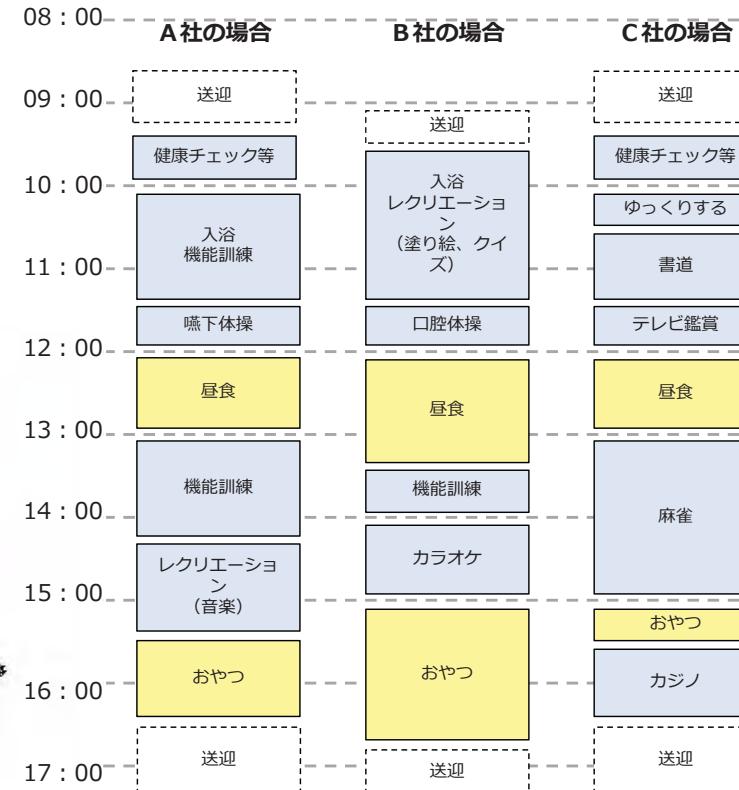


【出典】厚生労働省「平成25年度介護保険事業状況報告年報」 ※計数には、補足給付を含む。

＜通所介護の1日のスケジュール例＞

1人当たり費用（要介護1）：6,560円/日
→ うち利用者負担 656円、税・保険料負担 5,904円（食事代等は別途負担）

※ 通常規模型、その他地域で7～9時間のサービスを提供する場合の介護報酬の基本部分。
この他、入浴介助や機能訓練などのサービス提供や事業所の体制に対して別途加算・減算がある（例えば入浴介助を行う場合、1人当たり費用は500円/日増加）。さらに、介護職員の待遇改善を行っている場合、最大で+4.0%の加算（介護職員待遇改善加算）がある。



【改革の具体的な方向性】（案）

- 軽度者へのその他の給付（例：要介護1・2の高齢者に対する通所介護）については、現在の地域支援事業への移行状況も踏まえつつ、介護保険給付を中心化する観点、地域の実情に応じたサービスを効率的に提供する観点から、柔軟な人員・設備基準として自治体の裁量を拡大し、自治体の予算の範囲内で実施する枠組み（地域支援事業）へ移行すべき。その際には、メニューの統合等により、簡素で分かりやすい体系とすべき。

【検討・実施時期】（案）

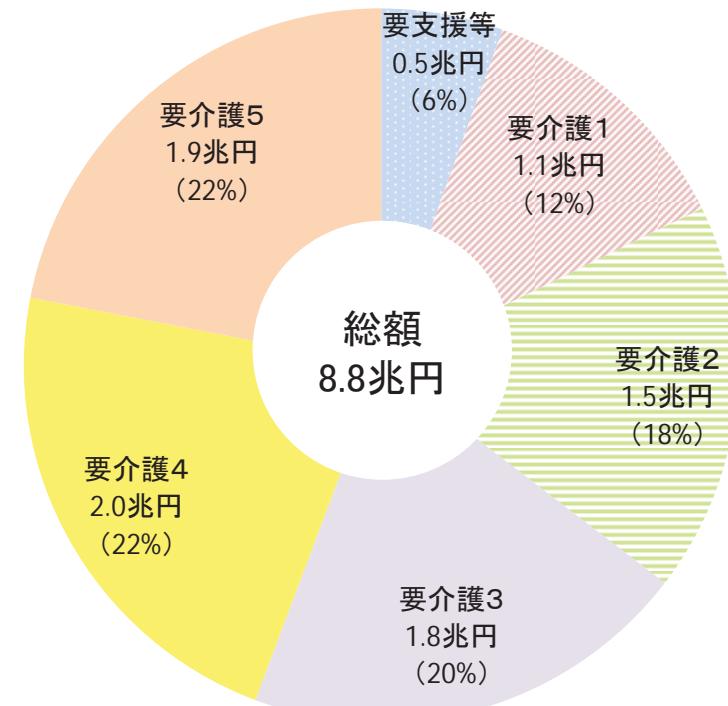
- 速やかに関係審議会等において、平成27年度に施行された介護予防給付の訪問介護・通所介護に係る地域支援事業への移行状況も踏まえつつ、制度27の実現・具体化に向けた検討を開始し、その結果を踏まえ、平成29年度通常国会に所要の法案を提出する。

[参考] 諸外国における介護制度との比較

- 介護に社会保険制度を採用している主な国は、日本、ドイツ、韓国。
- 給付については、ドイツ、韓国では中重度者のみが対象とされており、日本の要支援者、要介護1、2に相当する軽度者は対象外とされている。
- 利用者負担については、韓国では、負担割合が在宅給付は15%、施設給付は20%とされている。（ドイツの保険給付は定額制（部分保険）であり、それを超える部分は全額自己負担。）

	日本	ドイツ	韓国
保険者	市町村等(全国で1,579)	介護金庫(全国で124)	国民健康保険公団(全国で1)
要介護区分	7段階(軽度も対象) (要介護1~5、要支援1・2)	3段階(中度以上) ※要介護IIIの「特に重度」を加えると4段階。また、2013(H25)年に、認知症の者等を対象とする要介護0が創設。	3段階(中度以上)
給付対象者	○65歳以上の要支援者・要介護者 ○40~64歳の加齢に伴う特定疾病により要支援・要介護状態となった者	すべての年齢層の要介護者	○65歳以上の要介護者 ○65歳未満の老人性疾患により要介護状態となった者
被保険者	○第1号被保険者(65歳以上) ○第2号被保険者(40~64歳の医療保険加入者)	公的医療保険の加入者(年齢制限なし)	国民健康保険の加入者(年齢制限なし)
利用者負担	原則1割	保険給付は定額制、それを超える部分は自己負担	在宅給付15% 施設給付20%
総費用に占める利用者負担の比率	7.1%	30.4%	17.8%

介護保険総費用の構成割合
(2012(H24)年度実績)



(出所)厚生労働省「介護保険事業状況報告年報」に基づき作成。

[参考] 福祉用具貸与・住宅改修の概要

	福祉用具貸与	住宅改修
対象種目等	① 車いす（付属品含む） ② 特殊寝台（付属品含む） ③ 床ずれ防止用具 ④ 体位変換器 ⑤ 手すり（工事を伴わないもの） ⑥ スロープ（工事を伴わないもの） ⑦ 歩行器 ⑧ 歩行補助つえ ⑨ 認知症老人徘徊感知機器 ⑩ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ⑪ 自動排泄処理装置	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
限度額	区分支給限度基準額（要支援、要介護度別）の範囲内において、他のサービスと組み合わせ	同一住宅で20万円 ※要支援、要介護区分に関わらず定額
費用額 (平成25年度介護保険事業状況報告)	2,538億円 <要介護2以下：1,016億円（40.0%）>	480億円 <要介護2以下：372億円（77.5%）>

（注）福祉用具貸与については、原則として、①～④及び⑨・⑩は要介護2以上の方が保険給付の対象であり、⑪は要介護4以上の方のみが対象。⑤～⑧は要介護度に関係なく保険給付が可能。

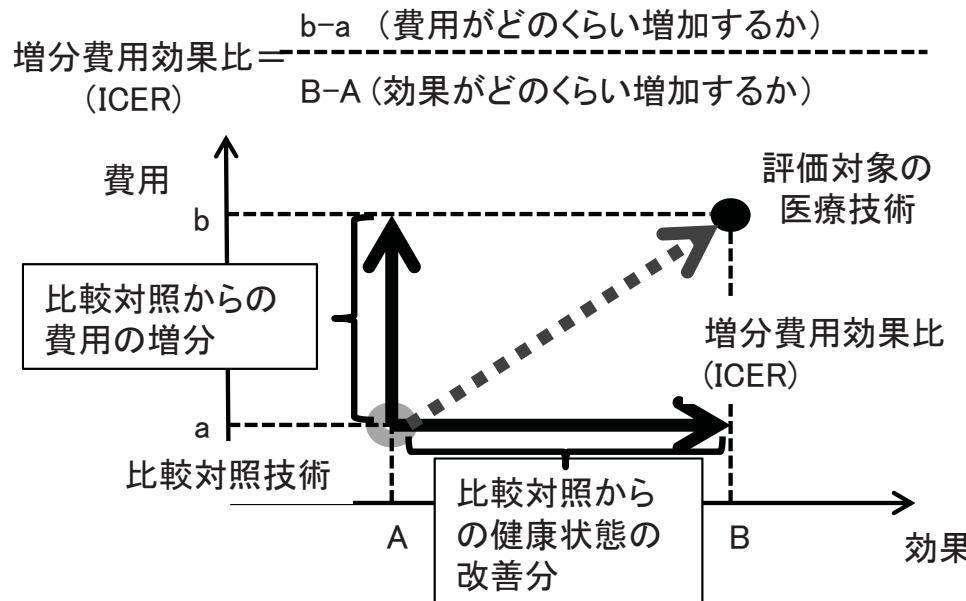
【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「医療の高度化への対応として、医薬品や医療機器等の保険適用に際して費用対効果を考慮することについて、平成28年度診療報酬改定において試行的に導入した上で、速やかに本格的な導入をすることを目指す」

【論点】

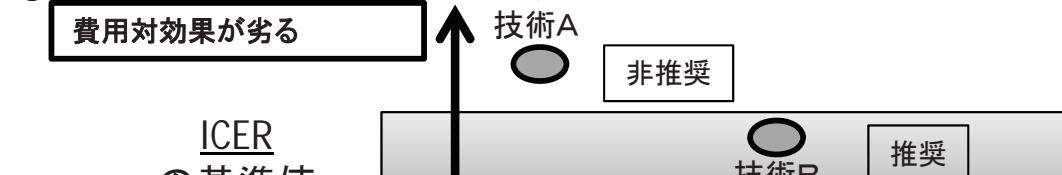
- イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア等では、医薬品、医療技術等について、費用対効果評価を実施し、その結果に基づき、保険償還の対象とすることの可否、保険償還額等を決定する枠組みを設けている。

費用対効果評価のイメージ

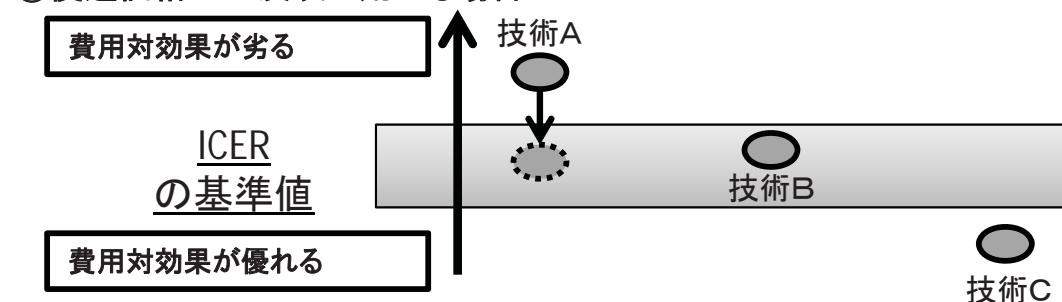


(出典)平成25年2月27日中医協費用対効果評価専門部会(第8回) 福田参考人提出資料

①償還の可否の判断材料に用いる場合



②償還価格への反映に用いる場合



【改革の具体的な方向性】（案）

- 我が国においても、保険償還の対象とすることの可否の判断、保険償還額の決定等に活用可能な費用対効果評価の枠組みを導入するべき。

【検討・実施時期】（案）

- 平成28年度診療報酬改定での試行的導入に向けて、年内を目途に議論を進めるとともに、平成30年度診療報酬改定での速やかな本格導入に向けて、試行の状況も踏まえた更なる検討を行う。

生活習慣病治療薬の処方の在り方

27(iii) D

【経済財政運営と改革の基本方針2015（経済・財政再生計画）】

「生活習慣病治療薬等について、費用面も含めた処方の在り方等について検討する」

【論点】

- 生活習慣病治療薬の処方は、性・年齢、進行度、副作用のリスク等に応じて、基本的には個々の患者ごとに医師が判断すべきものであるが、例えば、高血圧薬については、我が国では高価なARB系が多く処方されている。

〈医薬品国内売上高上位10品目〉

	製品名	薬効
1	プラビックス	抗血小板薬
2	カルディスファミリー	ARB(配合剤含む)
3	オルメテックファミリー	ARB(配合剤含む)
4	プロレスファミリー	ARB(配合剤含む)
5	アバスチン	抗悪性腫瘍薬
6	ジャヌビア [®]	糖尿病治療薬(DPP-4阻害薬)
7	リリカ	疼痛治療薬
8	レミケート [®]	抗リウマチ薬
9	ネキシウム	プロトンポンプ阻害薬
10	モーラステープ [®]	鎮痛消炎薬

(出典)

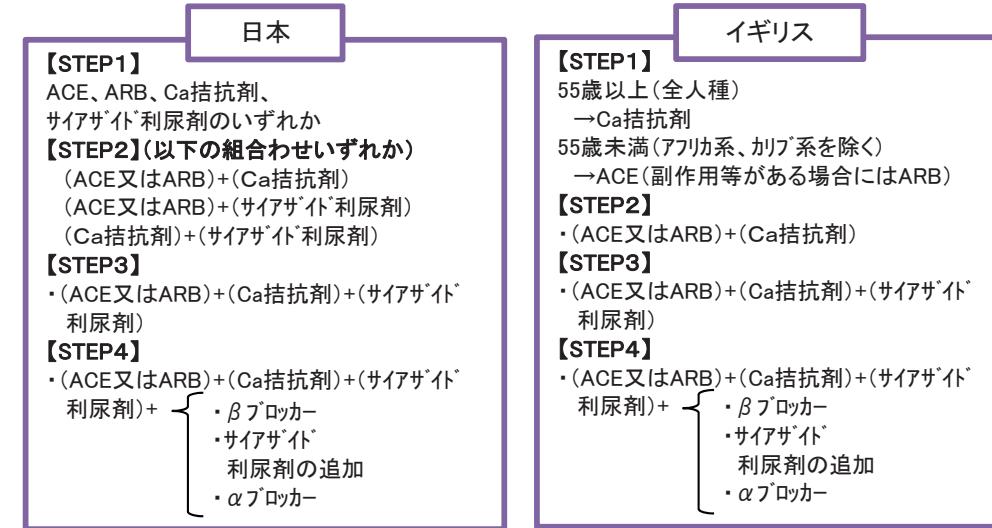
・医薬品国内売上高上位10品目:Monthly ミクス 2015年 増刊号

・医薬品世界売上高上位10品目:セジデム・ストラテジックデータ(株)ユート・ブレーン事業部

〈医薬品世界売上高上位10品目〉

	製品名	薬効
1	ヒュミラ	関節リウマチ
2	レミケート [®]	抗リウマチ薬
3	リツキサン	非ホジキンリンパ腫他
4	エンブレル	関節リウマチ
5	アドエア	抗喘息薬(配合剤)
6	ランタス	糖尿/インスリノアナログ
7	アバスチン	転移性結腸がん
8	ハーセブチン	乳がん
9	クレストール	高脂血症/スタチン
10	ジャヌビア	2型糖尿病/DPP4

〈高血圧薬の使用に関するガイドライン〉



〈代表的な治療薬の一日薬価〉

ACE系	タナトリル錠(10mg)	123. 60円
ARB系	ディオバン錠(80mg)	109. 10円
Ca拮抗系	アムロジン錠(5mg)	53. 30円

【改革の具体的な方向性】（案）

- 生活習慣病治療薬等の処方ルールの明確化を図るべき。

【検討・実施時期】（案）

- 費用対効果評価の導入と並行して、専門家の知見を集約し、速やかに処方ルールに係るガイドラインの明確化を図る。